



特許出願の非公開制度の概要と NEDO事業における対応について

2024年2月

技術戦略研究センター 標準化・知財ユニット
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構



1. 特許出願の非公開制度の概要

※本パート(「1. 特許出願の非公開制度の概要」)で記載する事項のうち制度の説明に関する部分については、内閣府・特許庁の公表する資料に基づきNEDOが説明のために独自に整理をしたものです。同制度自体についてご不明の点がある場合は必ず内閣府・特許庁の公表している資料で詳細をご確認ください。

【正式名称】

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504AC0000000043_20240501_000000000000000

※以下本説明資料では同法を「法」と記載します。

【公布日】

令和4年5月18日

【概要】以下の4つの制度を創設*1

- 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第2章）
- 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章）
- 先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第4章）
- 特許出願の非公開に関する制度（第5章）



4つの制度のうち「特許出願の非公開」に関する制度は令和6年5月1日に施行。
NEDO事業にも影響があるため、NEDO事業における対応についてご説明させていただきます。

*1 内閣府「経済安全保障推進法の概要」（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/gaiyo.pdf）

【出願公開制度について】

- 現行の特許法は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、全ての出願を公開する、いわゆる出願公開制度を採用
- 特許庁の発行する特許公開公報において出願書類全文を公開

【特許出願の非公開に関する制度の基本指針*1より抜粋】

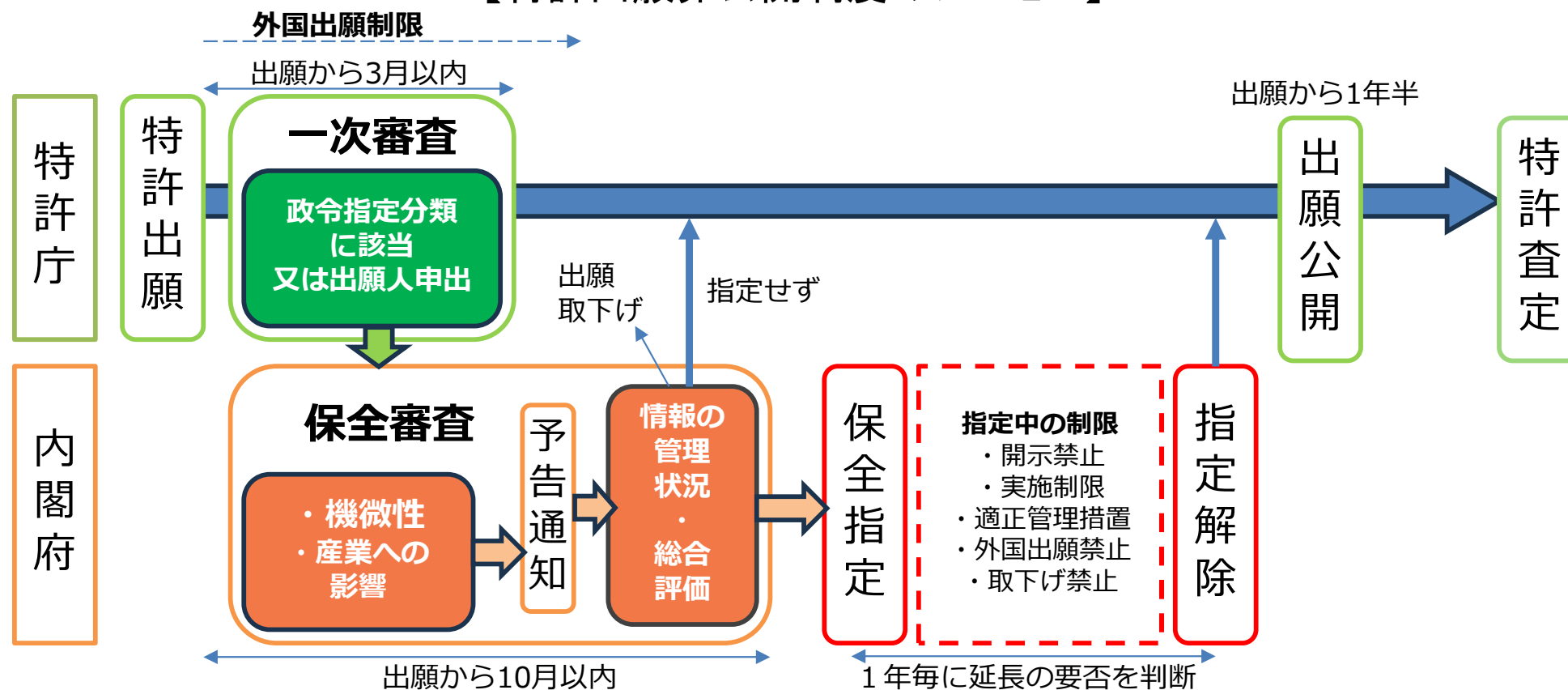
- 「すなわち、本制度は、特許出願に係る明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されている場合に、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止するという制度である。」
- 「また、本制度は、これまで安全保障上の理由で特許出願を自重していた発明について、安全保障上の懸念なく特許出願人として先願の地位を確保できるようにすることで、発明のモチベーションの向上を図るものでもある。」
- 「以上のとおり、本制度は、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明につき、特許権という財産的権利の付与を国が行う仕組みに着目し、発明者ないしその権利の承継人等が特許出願を行った場合に限定して、特許手続を留保し、情報流出防止の措置を講ずるものである。」

*1「特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針」(令和5年4月28日)(以下、「特許出願の非公開に関する制度の基本指針」)より引用

【特許出願非公開制度のプロセス概要】

- 全ての特許出願について、技術分野によるスクリーニング（一次審査：特許庁）
- 内閣府に送付されたものを対象に保全審査
- 保全審査の初期の段階から特許出願人と意思疎通が行われる
- 保全指定をしようとする場合、特許出願人に対して保全対象発明となり得る発明の内容が通知され、特許出願を維持するか取り下げるかの意思確認が行われる
- 特許出願を維持する場合、最終判断のため、情報の管理状況等を内閣府に提出

【特許出願非公開制度のプロセス】



1. 技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）【法第66条】

- 特許庁は、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が含まれ得る技術分野（※）に属する発明が記載されている特許出願を、内閣府に送付（出願から3月以内）

※「特定技術分野」：核技術、先進武器技術等の中から下記2. ①②の観点を踏まえて絞り込んだもの（次ページ参照）

- 第一次・第二次審査中及び保全指定中は、出願公開及び特許査定を留保

2. 保全審査（第二次審査）【法第67条】

- 「保全審査」（＝発明の情報を保全することが適当と認められるかの審査）における考慮要素
 - ① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
 - ② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等
- 保全指定をする前に通知を発出し、出願人に対し、特許出願を維持するかの意思確認を実施

3. 保全指定【法第70条】

- 「保全対象発明」を指定、出願人に通知

※ 指定の期間：1年以内。以後、1年ごとに延長の可否を判断

- 出願の取下げ禁止【法第72条】
- 発明情報の適正管理義務【法第75条】
- 発明の実施の許可制【法第73条】
- 他の事業者との発明の共有の承認制【法第76条】
- 発明内容の開示の原則禁止【法第74条】
- 外国への出願の禁止【法第78条】

特定技術分野の概要

- **特定技術分野**：(1)~(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従い規定。〈令第12条第1項各号〉
（国際特許分類についてはp.4以降を参照）

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野※】

- | | | |
|--|--|-----------------|
| (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | (10) スクラムジェットエンジン等に関する技術 | 付加要件対象分野 |
| (2) 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術 | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 | |
| (3) 誘導武器等に関する技術 | (12) 潜水船に関する技術 | |
| (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 | (13) 無人水中航走体等に関する技術 | |
| (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの | |
| (6) 例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 | |
| (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術 | |
| (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 | |
| (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | (18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 | |
| | (19) 通信妨害等に関する技術 | |
| | (10)~(19):保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術分野 <令第12条第2項> → 付加要件 を適用 | |

・ 民生品であっても「特定技術分野」に該当し得る分野のため注意が必要
 ・ 「付加要件」が満たされる場合のみ保全審査へ
 ・ NEDOの委託事業は「付加要件」を満たす（「日本版バイドール制度」適用であるため）

【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 | (24) ガス弾用組成物に関する技術 |
| (21) 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 |
| (22) 重水に関する技術 | |
| (23) 核爆発装置に関する技術 | |

※ 上記(1)~(19)、(20)~(25)について、主にどちらの考え方に着目して選定したものであるかを記載。 2

- 日本でした特定技術分野に属する発明※については、まず日本に出願しなければならないこととする第一国出願義務が課せられる

【法第78条】(抜粋)

1 何人も、日本国内でした発明であって公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。・・・）をしてはならない。（以下、略）

※付加要件が適用される技術分野においては付加要件を充足する場合

【対応時の要点】

- 最終的に**保全指定される（出願公開が留保される）か否かに関わらず外国出願の禁止は発生し得る**
- 出願後**3月以内**：
 - 特定技術分野に該当しない→**通知等なし＝外国出願可能**
 - 特定技術分野に該当→**保全審査の開始の通知＝外国出願禁止**
- 通常の出願とは別に、特許庁に対して、外国出願が禁止されるものか否かの**確認を求めることができる（通常の出願前に限る）**

【法第79条】(抜粋)

1 第六十六条第一項本文に規定する発明に該当し得る発明を記載した外国出願をしようとする者は、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしていない場合に限り、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に対し、その外国出願が前条第一項の規定により禁止されるものかどうかについて、確認を求めることができる。

- 違反した場合、出願の却下（法第78条第5項、第7項）や罰則（法第94条第1項）

【開示禁止義務】

- 保全対象発明の内容を知る者等は、原則、当該内容を開示することが禁止される

【法第74条】(抜粋)

1 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であつて当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、正当な理由がある場合を除き、保全対象発明の内容を開示してはならない。

【実施制限】

- 出願人等は、原則、当該発明の実施が禁止される
- 内閣府の許可を得れば実施可能

【法第73条】(抜粋)

1 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であつて当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、当該保全対象発明の実施(特許法第二条第三項に規定する実施をいう。以下この章及び第九十二条第一項第六号において同じ。)をしてはならない。ただし、指定特許出願人が当該実施について内閣総理大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

【対応時の要点】

- 違反した場合、出願の却下(法第74条第2項)や罰則(法第92条第1項第8号)

【適正管理措置】

- 特許出願が保全指定されて、保全対象発明が指定されると、当該保全対象発明の内容について厳格な情報管理等のための「適正管理措置」を実施する必要がある
- 保全対象発明情報の取扱いが認められた事業者（NEDOや、NEDOプロジェクトにおける他の事業者が該当し得る）に同様の措置を講じさせる必要がある

【法第75条】(抜粋)

1 指定特許出願人は、保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じ、及び保全対象発明に係る情報の取扱いを認めた事業者（以下この章において「発明共有事業者」という。）をして、その措置を講じさせなければならない。

【対応時の要点】

- 適正管理措置として、「組織的管理措置」「人的管理措置」「物理的管理措置」及び「技術的管理措置」がある
- 適正管理措置の具体的な内容については、「特許出願の非公開に関する制度における適正管理措置に関するガイドライン(第1版)」を参照

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/patent_tekisei_guideline.pdf

<内閣府ホームページ>

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html

○経済安全保障推進法の概要

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/gaiyo.pdf

○特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html#patent_gaiyou

○特定技術分野及び付加要件の概要

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf

○特許出願の非公開に関する制度の基本指針

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/kihonshishin4.pdf

○経済安全保障推進法の特許出願の非公開に関する制度のQ&A

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/patent_ga.pdf

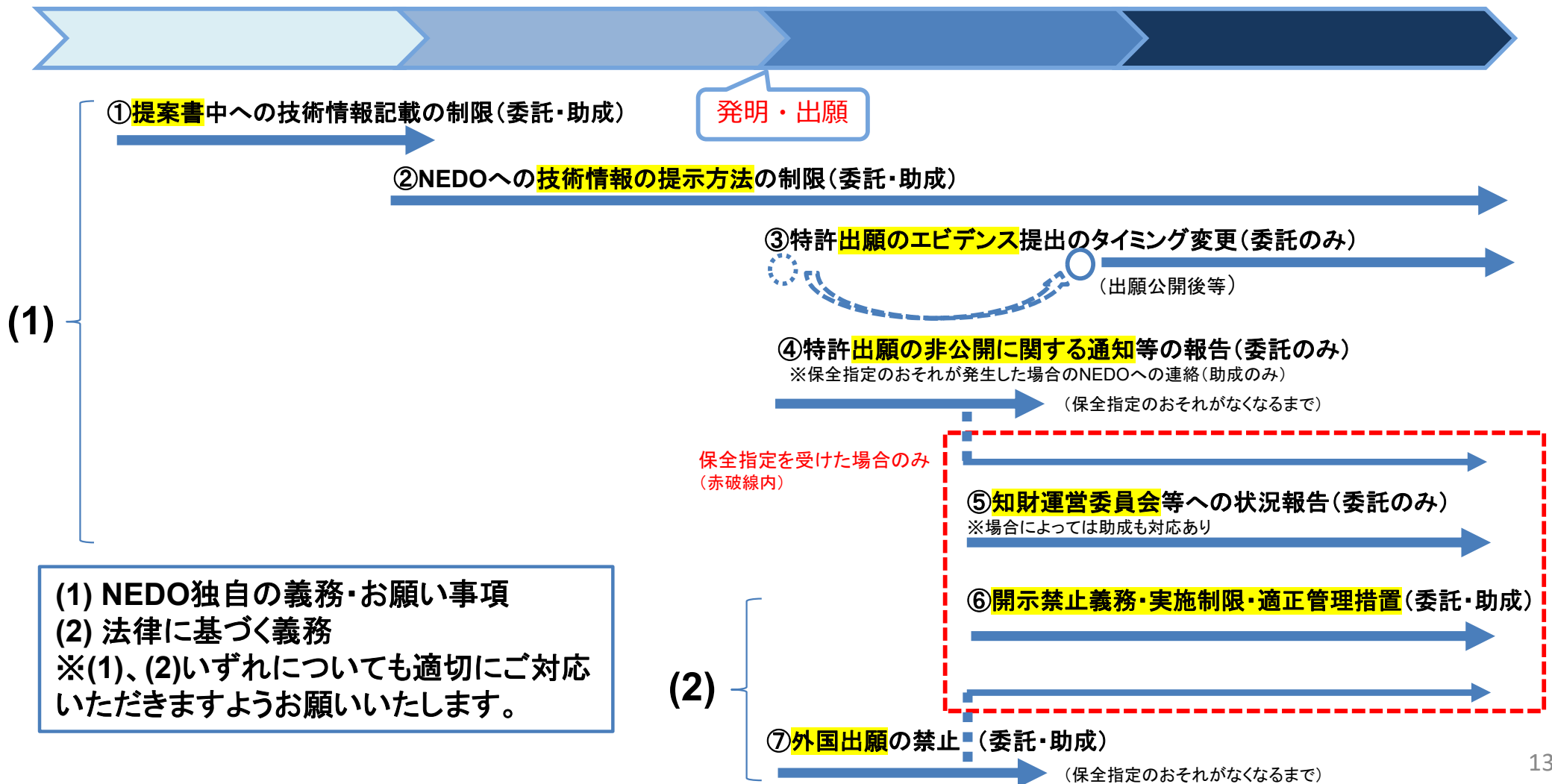
○特許出願の非公開に関する制度における適正管理措置に関するガイドライン

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/patent_tekisei_guideline.pdf

2. NEDO事業における対応

- 特許関連の情報・書類に限らず、**（特許出願の可能性のある）技術情報一般**に関する情報・書類についても対応が必要です。さらに、**出願前から対応が必要な事項**もあります。
- 委託事業・助成事業いずれについても対応をお願いします（対応の内容は相違します）。

1. プロジェクト開始前（提案時）
2. プロジェクト期間中（発明・出願の前）
3. プロジェクト期間中（発明・出願の後）
4. プロジェクト終了後（発明・出願の後）



2. NEDO事業における対応

①提案書中への技術情報記載の制限 (委託・助成)

- **NEDO事業の公募に対する提案書・その他提出資料の中に書類提出不可条件に該当する技術情報が含まれないようにしてください。**
 - ＜書類提出不可条件＞※この判断の仕方は後述(2.②)
 - 保全対象発明の内容
 - 今後(出願済 or 出願予定で)保全指定される可能性のある技術情報の詳細
- 提案書に該当する技術情報が含まれない旨をご記載ください。
- 応募にあたり、NEDOに該当する技術情報を説明したい場合、提案書にその旨もご記載ください。
- 詳しくは、公募要領の指示をご確認ください。



【以下を記載していただくようお願いします】

- 本提案書及びその他提出資料中には、保全対象発明の内容、特許庁における一次審査又は内閣府における保全審査中であって特定技術分野と関係し得る特許出願の詳細な技術情報、及び、出願予定の技術情報であって特定技術分野と関係し得る詳細な技術情報については記載されていません。
- (必要であれば) 対象となる技術内容について別途説明を希望

つまり、例えば...

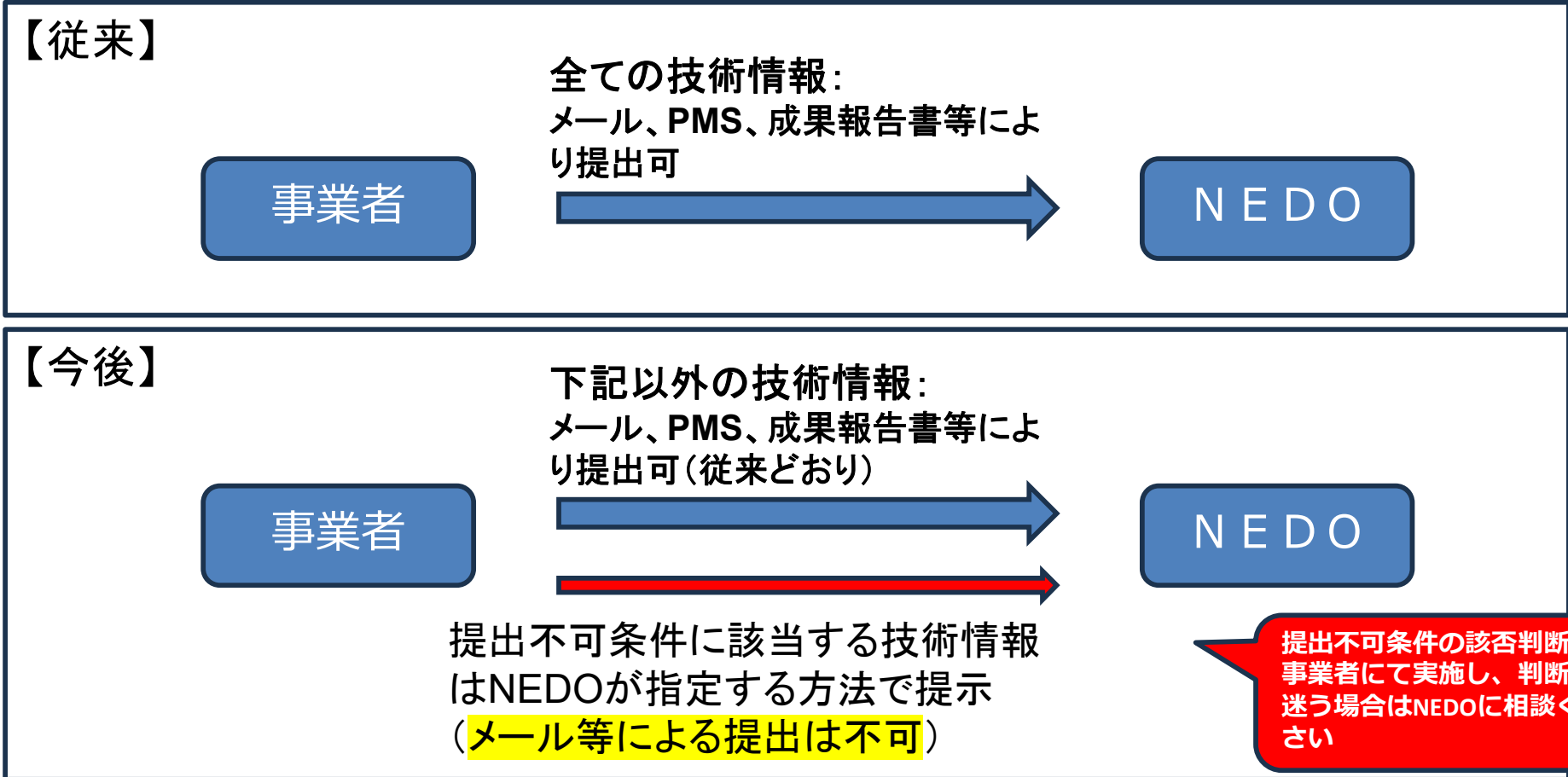
- 特許非公開制度の開始前に出願した特許の詳細
- 出願から3月以上経ち非公開に関する通知をもらっていない出願の詳細
- 出願予定がないものの詳細
- 技術分野が「特定技術分野」(後述)に該当しない技術情報の詳細

⇒これまでどおり記載してOK

2. NEDO事業における対応

②NEDOへの技術情報の提示方法の制限 (委託・助成)

- 書類提出不可条件（後述）に該当する情報は原則NEDOへの提出不可。
- 書類提出不可条件に該当するか（従来どおり提出可能な情報か否か）は事業者がご判断ください（必要に応じてNEDOにご相談ください）。
- 書類提出不可条件に該当する情報についてプロジェクトマネジメントのためNEDOが求める場合には、NEDOが指定する方法によりご提示（紙による提示→紙を返却、現場視察による説明等）ください。
- 2024年4月1日付けの約款・交付規程に基づく義務となります。



●本制度への対応として、業務委託契約約款(以下、「約款」)及び課題設定型産業技術開発費助成金交付規程(以下、「交付規程」)に条文を新設(2024.4～)

✓ 約款

第32条の2第1項 本制度に係るNEDOへの報告(2024年4月1日以降の契約に適用)

第32条の2第2-5項 特許出願に関する詳細な技術情報の原則提示不可(実施中の事業にも適用)

✓ 交付規程

約款第32条の2第2-5項と同じ内容の条文を追加

【約款の改定】

NEDOへの報告

(経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開)

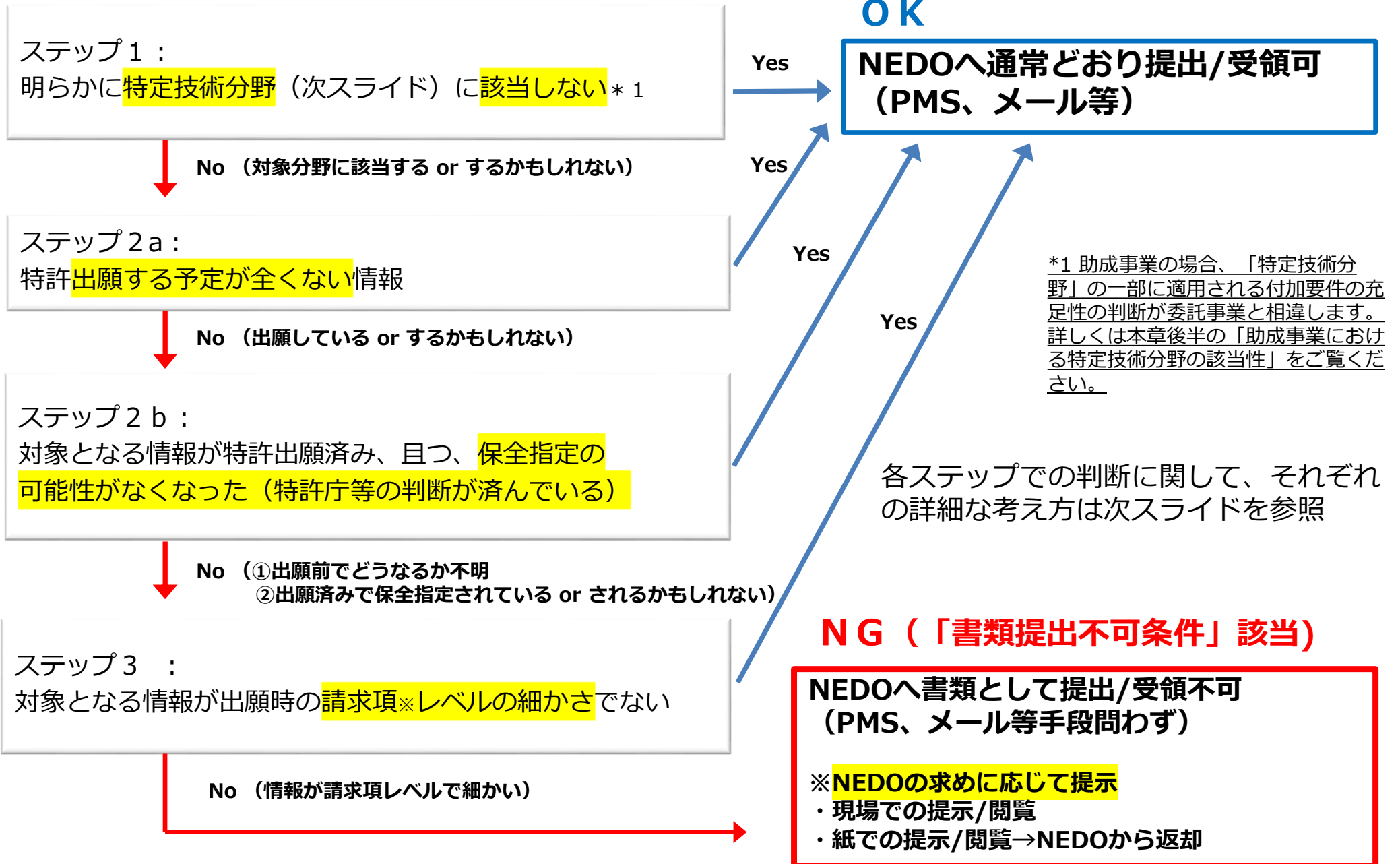
第32条の2 乙は、委託業務の実施にあたり、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)の第5章「特許出願の非公開(第65条-第85条)」の規定に関して、第28条の3に規定する**知財マネジメント基本方針に基づき、甲への報告**を行うものとする。

2 乙は、乙の特許出願に係る明細書等(経済安全保障推進法第65条第1項に規定する明細書等をいう。以下同じ。)に記載された発明について経済安全保障推進法第70条第2項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された**保全対象発明**(経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。)の情報は、本契約に別段の定めがある場合を除き、**甲に提示しないこととする。**

3 乙は、乙の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が**内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間**、及び同法第67条第1項に規定された**保全審査が行われている間**、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、**甲に提示しないこととする。**ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第66条第1項に規定する**特定技術分野に属さないことが明らか**である場合は、この限りでない。

4 乙は、**特許出願を予定している場合**、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を甲に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法第66条第1項に規定する**特定技術分野に属さないことが明らか**である場合は、この限りでない。

5 第2項から第4項の規定にかかわらず、**甲が委託業務の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたとき**は、乙は、甲が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を甲に提示するものとする。



■ 原則、NEDOへの書類提出が禁止される詳細な技術情報の判断方法

ステップ1

【明らかに特定技術分野に該当しない例】（前ページでOKとなる具体例）

- 食品、衣料、バイオ、環境、創薬等、特定技術分野に関連する可能性がない技術分野の出願
- 一般的な製造、加工、材料等の技術に関する出願で、用途が特定技術分野でなく、明細書に特定技術分野に用いられ得る旨の記載がない or 記載する予定のないもの

ステップ2

【特許出願に関する技術情報であること（以下いずれかに合致する場合）】

（前ページでNGルートに残る具体例）

- ① 保全指定中の特許出願に記載された保全対象発明に該当する技術情報
- ② 特許庁で保全審査に付すか否か選定中の出願に記載された技術情報
- ③ 内閣府による保全審査中の出願に記載された技術情報
- ④ 特許出願する予定のある技術情報（つまり、これから保全審査・保全指定される可能性がある）

ステップ3

【詳細な技術情報であること】（前ページでNGとなる具体例）

- 発明の構成要件を全て開示する技術情報（出願の請求項レベルの記載）

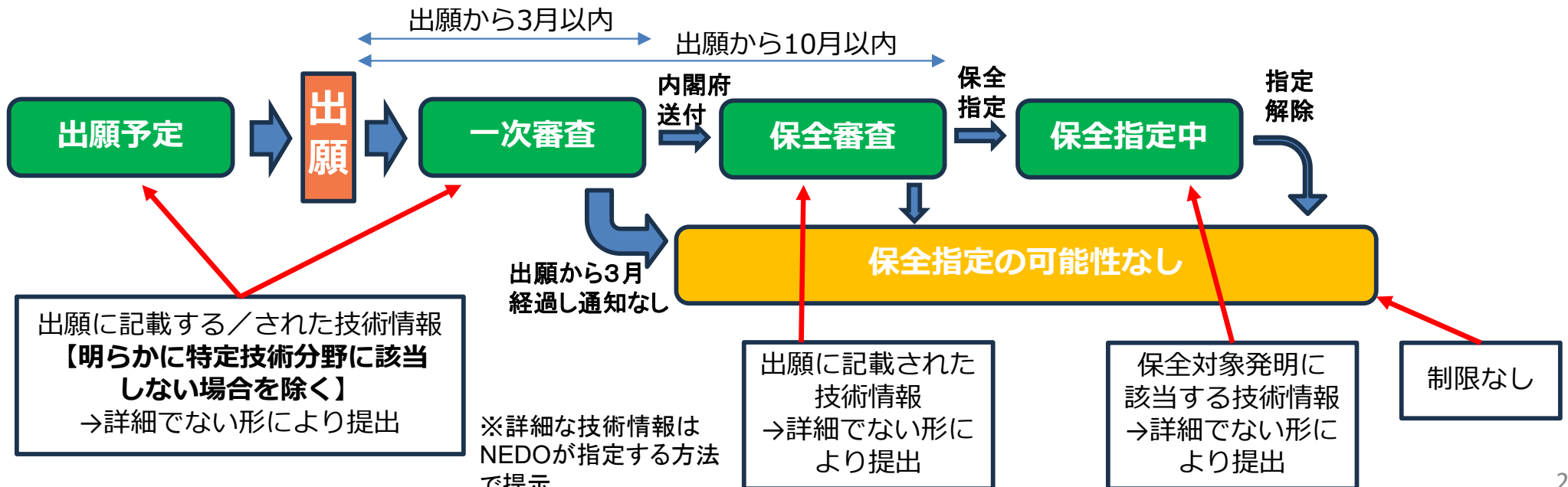
【詳細な技術情報に該当しない例】（前ページでOKとなる具体例）

- 発明の内容を抽象化し、概要のみを伝える技術情報
- 発明の構成要件の一部のみを開示する技術情報
- 実験データが羅列されていて、発明の構成要件が把握できない技術情報
- 発明の構成要件がページ数の多い資料に分散的に記載され、統合して発明を認識することが困難な場合

NEDOへの技術情報の提出

- ① 特許出願しておらず、出願する予定もない技術情報 → 【制限なし】
 - ② 特許出願予定の技術情報、出願後3月以内の出願に記載された技術情報
 - ・「明らかに特定技術分野に該当しない場合」に該当 → 【制限なし】
 - ・上記の場合に非該当 → 「詳細な技術情報」でない形により提出
 - ③ 保全審査中の出願に記載された技術情報
 - 「詳細な技術情報」でない形により提出
 - ④ 保全指定中の出願に記載された技術情報
 - 保全対象発明については、「詳細な技術情報」でない形により提出
 - ⑤ 出願後3月経過し通知を受けていない出願に記載された技術情報 → 【制限なし】
 - ⑥ 保全審査で保全不要とされた出願に記載された技術情報 → 【制限なし】
- ※NEDOの要請に応じて、特許出願に関する詳細な技術情報をNEDOの指定する方法で提出

提出：書類をメール等でNEDOに送付
 提示：NEDO職員に見せて説明



- 助成事業においては基本的に「付加要件」を満たさないため、スライド19のステップ1における「特定技術分野」の一部に該当しても、保全審査の対象となる可能性は低くなります（＝保全審査の対象外であれば、通常どおり書類のやりとりが可能。したがって、問題となる「特定技術分野」の範囲は狭くなります）。
- ただし、「日本版バイドール制度」の対象であること以外にも、付加要件は存在するため、その他の付加要件に該当する場合は、特定技術分野(10)～(19)への該当性についても委託事業と同様にご留意ください。

特定技術分野の概要

● **特定技術分野**：(1)～(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従い規定。＜令第12条第1項各号＞
（国際特許分類についてはp.4以降を参照）

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野※】

- | | | |
|--|-------------------------------------|----------|
| (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | (10) スクラムジェットエンジンに関する技術 | 付加要件対象分野 |
| (2) 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術 | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 | |
| (3) 誘導武器等に関する技術 | (12) 潜水船に関する技術 | |
| (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 | (13) 無人水中航走体等に関する技術 | |
| (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの | |
| (6) 例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 | |
| (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術 | |
| (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 | |
| (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | (18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 | |
| | (19) 通信妨害等に関する技術 | |
- (10)～(19):保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術分野 <令第12条第2項> → 付加要件を適用

【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を及ぼすこととなり得る技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離に関する技術 | (24) ガス弾用組成物に関する技術 |
| (21) 使用済み核燃料の分解に関する技術 | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 |
| (22) 重水に関する技術 | |
| (23) 核燃料の製造に関する技術 | |

<付加要件の充足性>

NEDO委託事業：

出願が「日本版バイドール制度が適用されること」により付加要件が充足される。よって(10)～(19)に該当する場合保全審査に送付される。

NEDO助成事業：

「日本版バイドール制度」の対象外のため(10)～(19)の分野に該当するのみでは保全審査の可能性は低い

● **付加要件**：①～③のいずれかに該当する発明であること。 <令第12条第3項各号>

- | | |
|--------|--|
| ①防衛・軍事 | 我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明 <第1号> |
| ②国・国研 | 国又は国立研究開発法人による特許出願（国及び国立研究開発法人以外の者と共同でしたものを除く。）に係る発明 <第2号> |
| ③国の委託等 | 以下のいずれかの適用を受けた特許出願に係る発明 <第3号、第4号> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本版バイドール制度（産業技術力強化法第17条）
 <small>産業技術力強化法第17条第1項第1～4号に規定する条件を受託者が約する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っている委託研究開発（国立研究開発法人等を通じて行うものを含む。）に係る知的財産権について、100%受託者（民間企業等）に帰属させる（受託者が特許出願人となりえる）こととする制度。</small> ● 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条
 <small>国の委託研究であって、本邦法人と外国法人等が共同して行うものの成果に係る知的財産権について、国がその一部のみを受託者から譲り受けすることができる（国と受託者の共同出願となりえる）とする制度。</small> |

左図、上図共に内閣府資料「特定技術分野及び付加要件の概要」
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf より引用

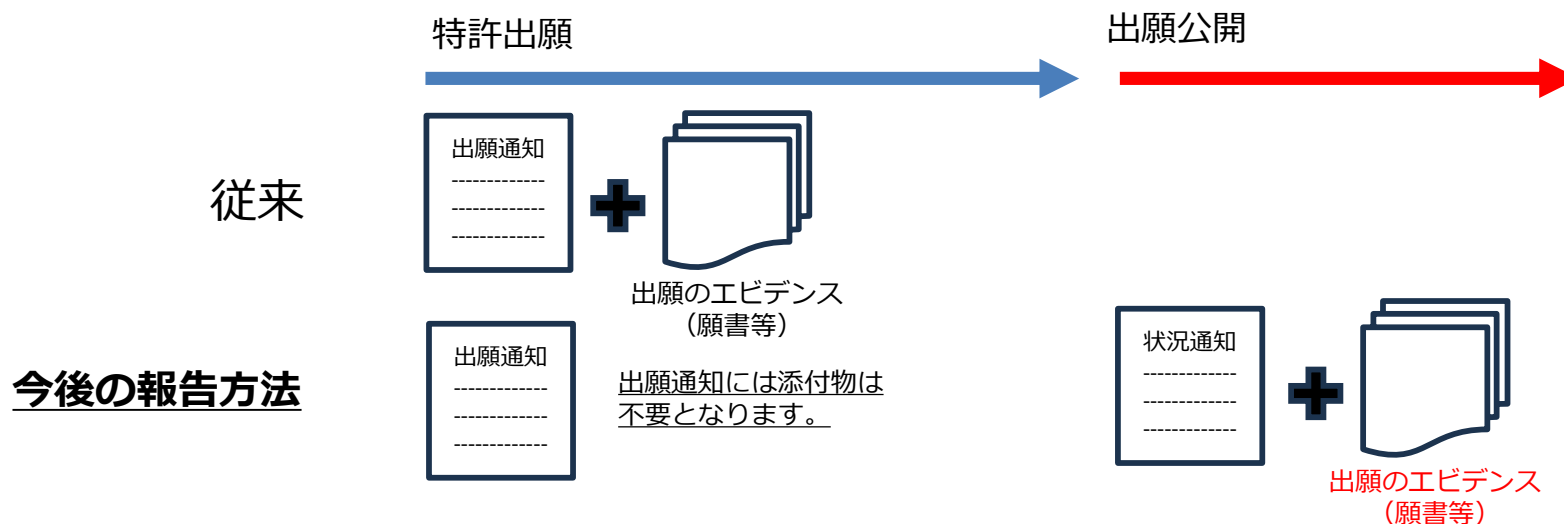
- 書類提出不可条件は「保全対象発明」と同一の情報（「保全対象の内容」を明細書と異なる記載・表現で書き換えた情報等）が、明細書以外の書類、例えば、メールや報告書のような意図しない書類に記載された状態で散逸しないように導入するものです。
- しかしながら、「保全対象発明」と同一の情報と考えられる範囲については今後本制度が導入され実際に保全指定が行われることによって明らかになると考えられる点も多く書類提出不可条件については今後も見直し得る点にご留意ください。
- 書類提出不可条件については、公知情報に基づきNEDOで独自に定めたものであって、「この条件に基づき情報の授受を行えば後に保全対象発明となる情報を含めてしまうことは絶対にない」ということを保証するものではありません。

2. NEDO事業における対応

③特許出願のエビデンス提出のタイミング変更 (委託のみ)

- NEDOの委託事業においては、従前より産業財産権出願通知書（以下、「出願通知書」）や産業財産権等出願後状況通知書（以下、「出願後状況通知書」）の提出をお願いしており、「出願通知書」については出願を行ったエビデンスとして願書や、明細書中の発明の名称を確認できる箇所等の添付（明細書全文の添付は不要）をお願いしておりました。
- 特許出願の非公開制度の開始に伴い、保全指定の可能性のある内容を含む明細書が不必要に共有されることを防ぐため上述のエビデンスを提出するタイミングを変更し、出願公開がされた際に「出願後状況通知書」に添付して提出していただくよう変更いたします。
- 本件については、特許非公開制度に関係するか否かに関わらずNEDO委託事業の全ての特許出願※について一律に変更しますのでご協力の程よろしく申し上げます。

※実用新案、意匠の出願についても出願後状況通知書によりエビデンスをご提出いただきます



本変更を含め、委託事業における特許関連の報告方法全般については「知的財産権に関する説明会資料」をご覧ください

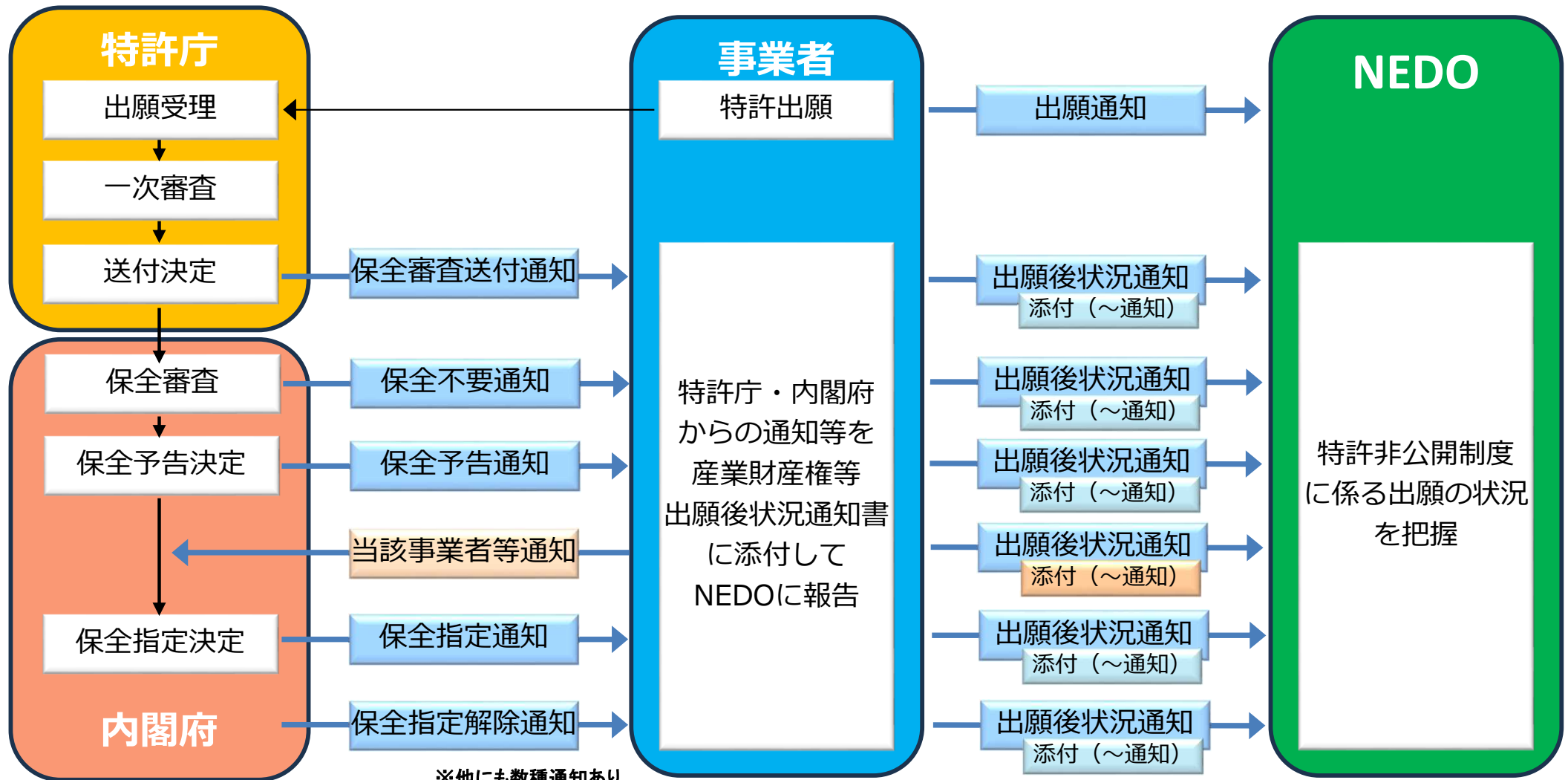
<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>

2. NEDO事業における対応

④特許出願の非公開に関する通知等の報告 (委託のみ)

※保全指定のおそれが発生した場合のNEDOへの連絡(助成のみ)

- 本制度に関して特許庁又は内閣府から通知を受理した際、及び特許庁又は内閣府に対して申出等を行った際には、遅滞なく、当該通知等を添付して産業財産権等出願後状況通知書を提出することによりNEDOへご報告ください。



【対象となる特許出願】

- 報告義務を「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」（以下、「知財マネジメント基本方針」）第10版（2024年1月29日改定）に規定しました。
- 公募時に第10版が提示された委託事業における2024年5月1日以降の特許出願について報告義務があります。
- **ただし、第10版が提示されていない実施中の委託事業についても、NEDOとして機微な情報を適切に管理できるようにするため、2024年5月1日以降の特許出願については同様にご報告ください。**

【留意点】

- **特に、「保全対象となり得る発明の内容の通知（法第67条第9項）」及び「保全指定の通知（法第70条第1項）」の受理についてNEDOに報告する際には、報告の方法についてNEDOにご確認ください（報告に保全対象発明となり得る発明の内容又は保全対象発明の内容が含まれ得るため）。**

【報告方法】

- 産業財産権等出願後状況通知書に添付して報告する方法は下記資料を参照
・知的財産権管理業務に係るプロジェクトマネジメントシステム（PMS）の操作マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>

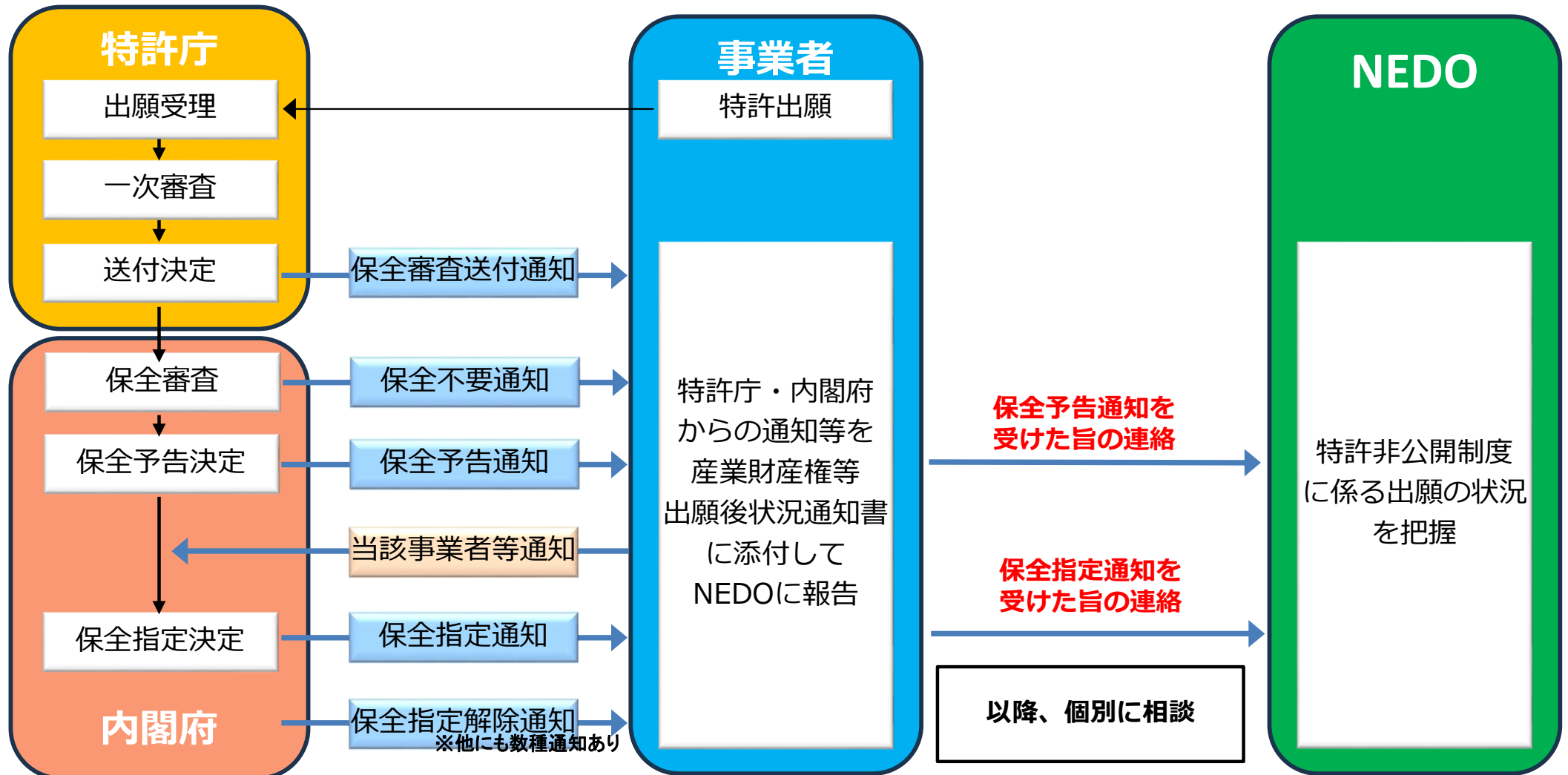
● 知財マネジメント基本方針第10版別紙(抜粋) (2024年1月29日公表)

(1) 特許出願の非公開制度に関する各通知等への対応

受託者は、フォアグラウンドIPに係る特許出願人として、法に規定される以下の各号に対する通知を受領、及び、書類等を提出した際は、当該受領及び提出の後、遅滞なく、NEDOの指定する様式(産業財産権等出願後状況通知書)により、NEDOに報告するものとする。ただし、通知又は書類等中において、保全対象発明となり得る発明の内容又は保全対象発明の内容が記載されている場合には、報告の方法について事前にNEDOを確認を行う。

- 一 保全審査に付することを求める旨の申出 (法第66条第2項)
- 二 内閣総理大臣へ送付をした旨の通知 (法第66条第3項)
- 三 申出に基づく内閣総理大臣へ送付しないと判断した旨の通知 (法第66条第10項)
- 四 保全対象となり得る発明の内容の通知 (法第67条第9項)
- 五 出願を維持する場合の法第67条第9項に規定する書類 (法第67条第10項)
- 六 保全審査の打切りの通知及び打切りへの弁明書面(提出した場合) (法第69条第2項)
- 七 保全指定の通知 (法第70条第1項)
- 八 保全指定の期間延長の通知 (法第70条第5項)
- 九 保全指定を必要としない旨の通知 (法第71条第1項)
- 十 保全対象発明の実施許可の申 (法第73条第2項)
- 十一 保全対象発明の実施許可の通知 (法第73条第3項)
- 十二 保全対象発明の実施許可の条件違反による出願却下の通知 (法第73条第6項)
- 十三 出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合) (法第73条第7項)
- 十四 保全対象発明の内容の開示による出願却下の通知 (法第74条第2項)
- 十五 出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合) (法第74条第3項)
- 十六 新たな事業者による保全対象発明に係る情報取扱いの事前承認の申出 (法第76条第1項)
- 十七 発明共有事業者の変更の届出 (法第76条第2項)
- 十八 保全指定解除又は満了の通知 (法第77条第2項)
- 十九 外国出願禁止違反に対する出願却下の通知 (法第78条第5項)
- 二十 出願却下の理由への弁明書面(提出した場合) (法第78条第6項)
- 二十一 外国出願禁止かどうかの確認の求め (法第79条第1項)
- 二十二 外国出願が禁止されない旨の回答 (法第79条第2項)
- 二十三 外国出願が禁止されるか否かの回答 (法第79条第4項)

- 助成事業については日本版バイドール制度の対象ではないため、特許出願の状況について報告する制度がありませんが、他方で助成事業においてもNEDOは発明共有者となり得ます。
- したがって、保全指定前の通知のうち「保全対象となり得る発明の内容の通知(法第67条第9項)」及び「保全指定の通知(法第70条第1項)」については受領した場合NEDOへのご連絡をお願いします。

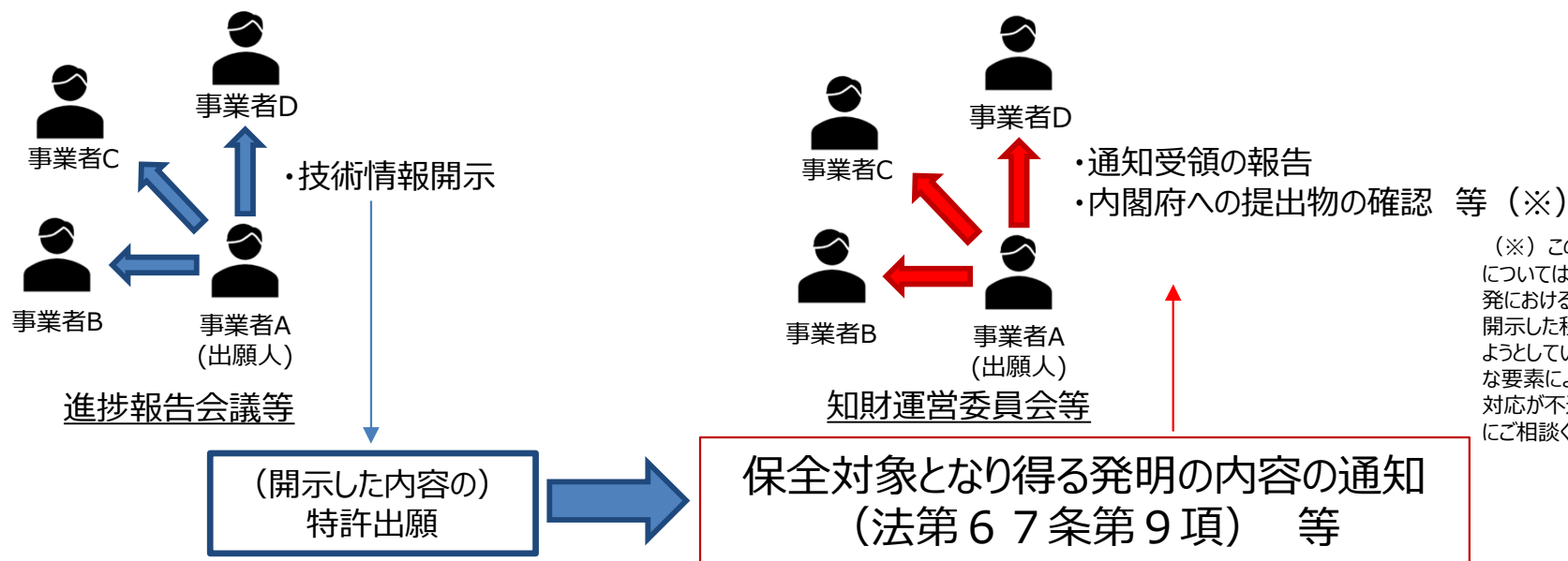


2. NEDO事業における対応

⑤知財運営委員会等への状況報告 (委託のみ)

※助成事業においても他のプロジェクト参加者と技術情報の共有を行う場合は要対応

- 特許出願の非公開制度においては**特許出願以前に情報共有していた内容が、後に保全指定を要するという事態**が起こりえます。
- したがって、少なくとも以下の点についてはご協力をお願いいたします。
 - ・（出願人の立場）少なくとも「**保全対象となり得る発明の内容の通知（法第67条第9項）**」及び「**保全指定の通知（法第70条第1項）**」を出願人として受領した場合については、**知財運営委員会等を通じて他のプロジェクト参加者への報告**
 - ・（出願人の立場）**内閣府等への提出物において他のプロジェクト参加者への言及が必要な場合における、他のプロジェクト参加者への事前連絡・確認**
- この他、実際に保全審査の中で保全対象となり得る発明が出てきた場合においては様々な状況に応じて対応が異なるものと予想されます。保全審査に付された出願が存在する場合であってその後の対応で他のプロジェクト参加者に影響が発生しそうな事項がある場合については個別にNEDOまでご相談ください。
- 助成事業においても複数者で技術情報の共有を行う場合は同様の対応をお願いします。



(※) この段階で検討する事項については他の事業者の研究開発における立場や、技術情報を開示した程度及び保全指定されようとしている情報の範囲等様々な要素によって変わりますので、対応が不透明な場合はNEDOにご相談ください。

2. NEDO事業における対応

- ⑥開示禁止義務・適正管理措置・実施制限
(委託・助成)
- ⑦外国出願の禁止
(委託・助成)

- 保全指定が行われ、指定特許出願人となった場合における法の下での義務についても遵守していただきますようお願いいたします。
- これらに違反した場合には罰則が科せられ得る点にもご留意ください。

開示禁止義務・適正管理措置・実施制限

- 特に、**自身の出願でなくともプロジェクト参加者の立場で発明共有事業者となった場合、開示禁止義務や適正管理措置の義務を果たす必要がある**ため十分に注意していただきますようお願いいたします。

➡ 義務の内容についてはスライド9-10の他内閣府の公表する資料をご確認ください。

外国出願の禁止

- NEDOの委託事業においては「知財及びデータ合意書」の雛形において海外の市場展開が見込まれる場合であって権利化が必要な場合権利化することを原則としています。したがって、外国出願の機会が多く発生するものと予想されます。
- 外国出願可能かどうかについては、最終的に保全指定されるか否かよりも、**特定技術分野に該当するか否か**が重要になりますので、**特定技術分野に明らかに該当しないという判断が難しい場合には、当該出願が外国出願禁止に該当しないかについて正式な特許庁の判断（確認制度、出願後3月経過等）を得てから外国出願を行うことを強くお勧め**します。

➡ 義務の内容についてはスライド8の他内閣府の公表する資料をご確認ください。

3. まとめ

- まずは特許出願及び出願を行う予定の技術分野が「特定技術分野」に該当するか否かについて十分にご注意ください。**特定技術分野に該当しなければ、本スライドのほとんどの事項（2. ①～②、④～⑦）は影響がなく、従来のNEDOプロジェクトでの対応から変える点はほとんどありません。**
- 「特定技術分野」に該当するおそれがある場合には**最終的に保全対象発明にならずとも、外国出願禁止となる場合**があります。**外国出願可能な出願であるか否かに不安がある場合、特許庁の確認制度を利用するか、出願後3月待って「特定技術分野の出願ではない」（外国出願禁止の出願ではない）ことを確認した後に、外国出願を実施することを強くお勧めします。**
- 特許出願の非公開制度においては違反があった場合**罰則が科せられるケース**が多くあります。本制度で義務づけられている内容は、**特許出願の書類そのものに限らず技術情報の管理全般に影響**しますので自社内、NEDOとの情報共有、プロジェクトに参加する他の企業等との情報共有における情報管理の徹底をお願いします。
- なお、**出願時のエビデンスの提出タイミングの変更（2. ③）は全ての特許出願について一律に変更になります（「特定技術分野」への該当性は関係ありません。）**。ご協力の程お願いいたします。
- また、2024年度の状況に鑑み2025年度以降更にNEDOとしての対応を変更する可能性がある点にご留意ください。

以下、参考資料



- 本スライドで説明した内容は、(A)2024年度のNEDO約款 (委託)・交付規程 (助成) に基づくルール、(B)特許非公開制度対応の知財マネジメント方針 (第10版) に基づくルール、(C)法律に基づく出願人・情報共有者としての義務、(D)NEDOからのお願い事項に分かれます。
- 本スライドで説明した内容 (2. ①～⑧) の根拠となる事項については、契約のタイミングによって以下のように整理されます。それぞれの場合において確認する書面等をご確認ください (基金事業においては特別約款、基金独自の交付規程、基金独自の知財マネジメント基本方針を使用することがありますが、この場合でも同様です。)

	2024.4		適用される書面 (赤字:特許非公開制度に対応する版)										
	公募	契約・交付決定後	約款・交付規程		知財マネジメント方針		2.①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
			約款・交付規程	知財マネジメント方針									
a.2023年度までに契約等完了し2024年度以降も継続実施	→	→	委託	2024年度版約款	9版	D	A	D	B	D	C,D	C,D	
b.2023年度中に公募実施、契約等は2024年度	→	→	委託	2024年度版約款	10版又は9版 (*1)	D	A	B or D	B or D	D	C,D	C,D	
c.2024年度以降に公募・契約等実施	→	→	委託	2024年度版約款	10版	D	A	B	B	D	C,D	C,D	
d. 2023年度までに事業終了	→	→	委託	終了時の約款	9版以前	D	D	D	D	D	C,D	C,D	
			助成	交付決定時の交付規程	適用なし	D	D	×	D	D	C,D	C,D	
			助成	2024年度版交付規程	適用なし	D	A	×	D	D	C,D	C,D	
			助成	2024年度版交付規程	適用なし	D	A	×	D	D	C,D	C,D	
			助成	交付決定時の交付規程	適用なし	D	D	×	D	D	C,D	C,D	

(*1) 10版が適用されるものと9版が適用されるものがあり得ますので公募時の情報をご確認ください。③、④でB or Dとなっている点については、10版の場合B、9版の場合Dとなります。

- ① 提案書中への技術情報記載の制限 (委託・助成)
 - ② NEDOへの技術情報の提示方法の制限 (委託・助成)
 - ③ 特許出願のエビデンス提出のタイミング変更 (委託のみ)
 - ④ 特許出願の非公開に関する通知等の報告 (委託のみ)
 - ⑤ 知財運営委員会等への状況報告 (委託のみ)
 - ⑥ 開示禁止義務・実施制限・適正管理措置 (委託・助成)
 - ⑦ 外国出願の禁止 (委託・助成)
- ※場合によっては助成も対応あり
※保全指定のおそれが発生した場合のNEDOへの連絡 (助成のみ)



■ 本制度に関するNEDOの資料・様式等については以下のとおりです。

- ・知的財産権に関する説明会資料
- ・知的財産権管理業務に係るプロジェクトマネジメントシステム(PMS)の操作マニュアル「知的財産権関係」の「1. 知的財産権管理に係る概要」の箇所に掲載

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>

- ・NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針第10版

<https://www.nedo.go.jp/content/100971432.pdf>

- ・委託事業の手続き:約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

- ・補助・助成事業の手続き:交付規程・様式

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html